

平成25年度

## 圏域別公聴会の概要（県央圏域）

< 開催日時等 >

平成25年8月20日（火）13:30～16:30 大田商工会議所大ホール

健康福祉部

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [県央圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	地域包括ケアシステムの構築について	昨年度も同じような質問をしているが、2025年問題で残り12年しかない。国が今考えている地域包括ケアというのは都市部の2025年は、75歳の高齢化がピークになっていくわけで、島根県とすれば多分30年ぐらいは先行して高齢化率は進んでいると思う。その中で地域ケア会議、今年の3月に新しく改定をされていると思うけれども、その会議の中の機能が五つある。個別課題の解決機能とか、ネットワーク構築機能とか、地域課題の発展機能とか、地域作りとか、政策形成とかそれぞれあるが、特に昨年度の地域の医療拠点事業、これは厚生労働省が全国に5ヶ所を指名して行われたところで加藤病院の方が島根県としてその事業にかかわったわけだが、その中で多職種連携というところが非常にまだまだ足りないということが分かった。その中で地域ケア会議、この五つの機能をいかに今後各町村が町村を超えて、地域住民のその人らしい生活を維持するためにどうすればいいかというのがキーワードになっていると思う。国立社会保障人口問題研究所の、2015年の島根県の人口の高齢化率をみると、川本町とか美郷町はそのレベルで限界集落というのが出ているので、地域のあり方というのがただ町だけでとてもまかないきれないところだと、いかに広域的にそういう会議を踏まえて、その地域の諸問題を解決すべきかということがあるので、そのあたりを島根県とすればどういうふうに向き合っていくのか、どのように取り組んでいけるのかということを確認したい。	先ほどご指摘にあった地域ケア会議は、この3月に国の方から推奨するかたちを示されたところ。実際にケアを受けられる方や地域で医療を受けられる方の個別の課題をどのように解決するかということをしていく会議だが、各市町村回ったところでは若干かたちは違うが、課題の共有はかなりのところで進めてきておられる。次の個別の課題を受けて、地域として何が足りないのか、それをカバーするにはどういったところをより充実するのか、先ほど言われた多職種の連携は具体的にどうするのか、そういったところはこれから模索をするというのが実態であった。 各地域を回ると、持っている資源とか、いらっしゃる職種の皆さんもいろいろ違うということ、地域の実態に合ったケア会議の持ち方があり、また、そうでないところと実際に動くシステムは作っていけないということがあるので、資源や課題を一緒に考えながら、市町村の取り組みを県としてもしっかりとバックアップしていきたい。 県内の例を少し紹介すると、島前などでは医療機関などが中心になって実際にケア会議が持たれており、奥出雲町では認知症関係のサポート医の方が入られて課題を共有しながら取り組んでおられる。邑南町の方では医療機関の方に入っただきながら、年に数回、地域の課題を検討され対応しておられる。まだ理想的なところまではきていないが、地域にある既存のものを更に膨らませるかたちで、具体的に進んでいくようにしていきたいと思うのでご協力をお願いします。	地域ケア会議は、地域包括支援センターで「個別ケースの検討を行う会議」と、「その結果を受けて地域課題の検討を行う会議」に分かれる。 前者は専門職などの意見を踏まえて、ケアを改善していこうというもので、多職種連携も重要である。 後者は、不足する資源の確保などの政策的なものであり、広域的な対応も必要になってくる。 既存の会議の活用などを含め地域ケア会議の一連の仕組みづくりができるよう、研修会の開催を通じて引き続き市町村を支援していく。	高齢者福祉課	加藤病院	8月20日
2	04県央	02_地域医療対策	01_医療提供体制	保健医療計画における訪問看護について	高齢化が進み、島根県として県央においては、在宅医療の充実が欠かせないものだが、今後在宅を担う看護職が多数必要となる。そこで訪問看護の計画的な整備、人材確保も含めて医療計画の中に入れていくのか。	島根県において在宅医療の充実が大きな課題と考えており、在宅医療を担う訪問看護師は多数必要である。保健医療計画の中でも数値目標の一つとして、訪問看護ステーションにおける訪問看護職員数をかかげている。現状では常勤換算で237名に対して5年後の平成29年には60人増の297人に増やすということを目指している。 この数値目標については、各訪問看護ステーションの看護職員の常勤換算で、5名以上となるように設定している。この目標値を達成するために、医療政策課・高齢者福祉課と連携し、在宅医療、地域包括ケアに関する事業を行っている。具体的には潜在看護師等新たに雇用した訪問看護ステーションに対して、雇用した訪問看護師の件数について、月額30万を上限として県の方から補助をする。訪問看護ステーションの設備・整備等に対する補助、訪問看護師に関する研修の実施などを事業として組んでいるところ。 また、地域包括ケアシステムをこれから作っていくには、医療と介護を結んでいく要として訪問看護ステーションは非常に重要な役割を果たすので、高齢者福祉課で、今年度の事業として訪問看護ステーションの設備とか、それに対する補助も新たに設けて支援をしている。具体的には訪問利用の車両の更新とか、備品購入などについて補助をする制度だが、今年度に入り19ヶ所の事業所から申請があってご利用をいただいている。潜在看護師を新たに雇用した訪問看護ステーションに対しては、14事業所の方から申請がきているが、実際に、今、9名新たにこの制度を使って雇用をされた方がいるのが最新の状況。この制度のこともPRもしながら利用していただけるようにアナウンスもしていきたいので、また協会の中でもいろいろと情報共有もしていきたいようにお願いします。	平成24年度の国補正予算による地域医療再生基金（積増分）を活用して、訪問看護に関する事業を実施することとしている。 具体的には、以下を行う。 ①訪問看護師の経験がおおむね5年以内の看護師を対象とした現任研修に関する事業 ②訪問看護ステーション管理者を対象とした研修及び意見交換 また、今年度から訪問看護ステーションの機能充実のため次の取組の実績は以下のとおり（H25年12月末時点）。 ○訪問看護師確保への支援 12名の新規雇用 ○訪問看護ステーションの機能強化への支援 訪問車両の更新への補助 18事業所 設備整備への補助 8事業所 平成26年度においても、引き続き支援していく。	医療政策課 高齢者福祉課	島根県看護協会 大田支部	8月20日
3	04県央	03_地域保健対策	01_がん検診	子宮頸がんワクチンについて	厚生労働省では一部の方々にワクチンの接種による副作用で呼びかけ中止となったとのことだが、今後の対策は県としてどのように考えておられるのか、また教育現場ではどうなっているのか。	子宮頸がんワクチンに関してはワクチン接種との因果関係が否定出来ない事例があったということで、副反応を生じたお子さんの保護者の連絡会などが、厚生労働省にいろいろな意見を言われたり、審議会の方でも意見を二分するような議論があったようで、結果6月4日以降定期接種は続けるけれども積極的に呼びかけることは中止したということで、結果、接種を受ける人にとって判断を任せるといって好ましい状況ではない。県としては専門家の会議がどのような結論を出して、どのような今後の対策を講じるのかということに注視して、結論が出次第、関係者の方々へ情報提供してスムーズな予防接種行政になるように努める。予防接種事業は市町村の実施事業なので、教育現場の方ではこのような情報を十分理解したうえで、生徒や保護者からの問い合わせがあった場合は、市町村の予防接種担当課の方につなげる体制を組んでいる。	平成25年12月25日及び平成26年2月26日に開催された国の専門家会議（厚生科学審議会ワクチン副反応検討部会）において、さらに詳しく副反応事例を検討する必要があるとして、積極的な勧奨再開の是非について引き続き検討されている。 県としても、引き続き、国の動向を注視していく。	薬事衛生課	おおなん元気サロン	8月20日
4	04県央	07_生活衛生施策	02_風しん	風しん予防接種の助成について	予防接種費用は地区でばらつきがあるが、県として風疹を閉じ込めるために県内を統一した助成費用は出せないのか。	予防接種費用について、県内の市町村、現在16市町村で成人の風しん予防ワクチンに対する助成制度が行われている。助成額は言われたように風しん単独ワクチンで2000円から全額負担まで、混合ワクチンでも4000円から全額負担と各市町村で違いがある。かなり多くの市町で助成が行われたことで、県としては本当に必要な方へワクチンが行き渡るように前さばきといたって、抗体価検査を無料で実施している。風しんのような感染症拡大を防止するためには、人の移動が盛んな現状だと、全国的な対策をどうするのが重要。このような事情については、全国一律に対応しなければ対策は組めないということ、県としては全国の都道府県と協力して、ワクチンの接種の助成など必要な措置について国に対して働きかけおり、これからも要請を行っていく。国の方でも今回の風しんの爆発的な拡大、ワクチンの不足などを踏まえて、今後風しんの感染症予防に関する総合的な指針を作ろうとする動きも出てきているので注視していきたいと思っている。	・平成25年10月時点で、県内全ての市町村で風しん任意予防接種を助成を実施 ・県は、平成25年12月27日まで風しん抗体価検査を無料で実施した。 保健所検査数 1,094人 委託医療機関検査数 2,874人 計3,968人 ・国に対して、中国四国9県連名で、風しん予防接種に要する費用の助成及び先天性風しんの発生予防に関する普及啓発を要請した。 ・風しん抗体価検査については、国において、平成26年度に実施する抗体検査に必要な費用が予算措置され、県においても引き続き国の予算を活用しながら風しん抗体価検査を実施する。	薬事衛生課	おおなん元気サロン	8月20日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [県央圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
5	04県央	02_地域医療対策	01_医療提供体制	ドクターヘリの運航について	ドクターヘリの運航も多くなり救命率が上がった。広島、山口、島根、鳥取の西部の一部に相互乗り入れ可能となったが、県境にいる私たちにとっては、患者家族の希望とする、例えば私たちは邑南町ですので広島のア佐市民とか広島の方へ搬送していただきたいということが多く、どういふふうになっているかお聞きしたい。	今年度5月1日から島根県と広島県のドクターヘリ、相互に乗り入れが開始になったということ、6月の中旬には山口県と島根県の相互乗り入れということで、中国地方5県の広域連携が全て運航が開始された状況。この県央地域特に邑智については、広島との乗り入れということで特に広島県のドクターヘリに出勤してもらうという流れになる。転院搬送については病院から病院にということで、患者さんの症状とか、ご家族の事前の希望などを調整のうえ、どの病院に搬送するか話し合いがなされるのだけれど、現場救急については患者さんの症状が第一なので、どの病院へ搬送するかとなると患者さんの症状、受け入れ先の病院を調整したうえで、現場に駆け付けたドクターの判断でどちらの方へ搬送されるかが決まる。その時点で現場救急の場合だとご家族患者さんのご希望という流れにはなりにくいところはあるが、基本としては患者さんの生活圏、先ほど言われたように邑智地域であれば、広島生活圏に出られることが多くて広島病院が数としては多くなるかと思うが、患者さんの症状と受け入れ先の病院の状況によって、どちらかへ搬送されるかと思う。そのうえで生活圏も考慮されると認識をしている。	公聴会時の回答と同じ	医療政策課	おおなん元気サロ	8月20日
6	04県央	04_高齢者施策	01_介護保険制度	高齢者福祉について	<p>国としては今介護保険の在宅福祉サービスの方へ力を入れていて、そういう方向にシフトをしていると思うが、24時間訪問看護・介護事業というかたちで打ち出されたものが、島根県内においても全然成り立っていない、どこのものかというところか、あくまでも都市部中心の考え方でしかないというところか、疑問を持っている。中山間地においてはこの事業だけではなく、訪問介護・通所介護においても、片道でも時間が非常にかかってしまうということが問題になっている。社会福祉法人等としては地域貢献とも言われているので、そこそことんとんでやっていければいいところもある、今経営も非常に厳しくなっている。事業所として撤退しているところも県央地区にはある。中山間地における訪問介護事業を、どういふふうにしていけばいいかということ。また、どこの施設においても今介護人材が不足している、大田市街においては新しい事業所が乱立している状態で、お客さんについても介護人材についても取り合いが起きているということ、専門学校や福祉系の学校に給付金を出しても確保が出来ないといった困った状態が続いている。</p> <p>ドクターの問題は温泉津地区であるが、ドクターが今のところ一人しかいない。これもこの先何年先生が続けられるのかということも考えると、在宅生活が厳しい。認知症の患者数も今後増えてくるだろうと言われていて、この認知症の独居老人についてもそれぞれのサービスが提供出来ない、近隣においても見守りが出来ない、ケアマネジャーに頼ってしまうことが起きてくる。本人の希望を考えて在宅で過ごしてあげたいと思っても、近隣の方も見守りが出来ないということが起きている。私が以前ケアマネジャーをしていた時も、もし火を出した時とかあなたが責任を持ってくれるのですかというような厳しい意見まであって、そこまでは出来ないということ、そうなるとう家族がどこかに連れて行くか施設入所を迫られるといった問題も起きている。中山間地における最後の砦、駆け込み寺的なものをどこかが担っていかないといけないのではないかなと感じている。</p>	<p>ご指摘の不安についてはごもっともと考えている。特に、中山間地域や離島においては、過疎化の進展により利用者宅が点在し、移動に時間を要することから、効率的な事業運営が難しい状況であることや、求職者が少なく介護人材確保に苦労されていることは、十分承知している。</p> <p>昨年度導入された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）」は、一定の介護報酬の範囲内で頻繁な訪問が必要なため、移動距離が長い中山間地域等では対応が難しく、全国的にも都市部を中心に導入が進んでいる。こういったことから、中山間地域等では、介護サービス事業者の参入や経営の難しい地域が多く、介護サービスの供給体制に課題があると認識している。県としては、高齢者が地域で安心して暮らし続けられることができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指しているが、これには従来の施設サービスだけでなく、在宅医療の充実や訪問看護・訪問介護などの在宅サービスの利用を増やし、介護が必要な高齢者を地域で支える体制づくりが必要と認識。このため、地域で不足しているサービスがないか、医療と介護の連携を進める上での課題は何か、地域ケア会議の持ち方などについて、直接保険者や地域包括支援センターに出向いて、お話を伺いながら、地域の実情に合った地域包括ケアの体制づくりを目指しているところ。中山間地域等における介護サービスの課題については、今年度新たに設けた地域包括ケア推進事業により支援をしていく。</p> <p>医師に関して離島や中山間地域、特にここ数年は県西部地域における医師不足や特定の診療科での医師不足が深刻化している。県としては、現役の医者を「呼ぶ」、将来の地域医療を担う医者を「育てる」、島根で働く医者を「助ける」を3本柱とする従来からの取り組みに加え、地域医療再生計画に基づく、医学生向けの奨学金制度の拡充や、研修医に対し、県内医療機関への勤務を誘導するための研修資金の貸与制度を設けるなど、医師の地域定着に向け強力に取り組んでいる。また、この4月には島根大学の地域枠出身者や奨学金、研修資金の貸与を受けた医師が95名となり、今後も20名を超える医師が誕生してくる。これらの医師に県内で安心して勤務してもらえるよう、今年3月に一般社団法人化した、しまね地域医療支援センターにおいて、積極的に医師のキャリア形成支援などを行っていく。</p>	<p>地域包括ケアの推進にあたっては、一番近い周りの方の力が大きいこともあり、地域の自治体の力が大きいと考えている。大田市では、医療も介護も力を入れて対応を進めておられる。医療の面では、病院退院前から退院に向けて回復期リハビリテーションを行うことで、身体能力を病気が起きる前に戻す、できるだけ自律的な生活ができるようにするといったことを目標にし、力を入れようとしておられる。この動きは、大田市が地域包括支援センターを中心に多職種の方に集まってもらって「地域ケア会議」を8月以降開催される中で検討に加わって、具体的な指導を実施を進めておられる。高齢者ご本人には、なるべく地域で生活できるように、また、それを支える地域の医療・介護関係者にも、ケアの提供方法などについて、具体的な検討事項を通して、改善や方向性を示しておいになるかと聞いている。</p> <p>また、特に見守りの必要な認知症の方のケアについても、家族を含め、医療・介護の関係に実践をしてもらうことで、水分、運動、睡眠、食事、排せつなどの基本的な生活要素を確認することで、生活を維持し、場合によっては改善に結び付けようとする動きを10月から始めておられる。</p> <p>美郷町、川本町、邑南町においても、介護事業者をとりまく環境は厳しいようだが、地域ケア会議を開催して地域の課題を検討しておられ、認知症についても、地域の方が見守りを進めるなどの動きがあるように聞いている。ひきつづき、地域包括ケア推進事業の実施ができるよう来年度の施策を用意しながら、訪問看護や認知症などの医療との連携が必要な分野についても、国や県、市町村の施策を組み合わせ取りかかっている。</p> <p>サービス算定の方法などについても、国へ方法の検討を申し入れるなどをしており、要望なども引き続き意見を伺い、協議もしながら、必要な施策が実施できるようにしていきたい。</p> <p>医師に関しては、地域医療支援センターにおける医師の県内定着に向けたキャリア形成支援など、今後の地域医療を担う若手医師への支援を引き続き積極的に行っていく。</p>	高齢者福祉課 医療政策課	大田市介護サービス事業者協議会	8月20日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [県央圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
7	04県央	06_障がい施策	04_失語症施策	失語症への理解について	失語症の人は、常に1人で出かけたいと思っている。でも、話せない、書けない、読めないと言う理由で、家族などが一緒になければ出かける事をためらって、それが、引きこもりの原因となっている。失語症の人はもっと外に出て、いろんな人とコミュニケーションを取りたいと思っている。でも、上手に理解をしてあげなければ、空回りしてしまう。今までも、友の会では会場を圏域に移して勉強会を数回やってきましたが、なかなか浸透しないのが現実。マスコミから失語症とは、と聞かれたこともある。そこで、介護関係、福祉関係、行政関係など、失語症の人とかわりのある各職場で、コミュニケーションの取り方などの勉強会の開催を要望する。	平成25年5月に、国の地域生活支援事業実施要綱が改正され、新しい実施要綱の中に、障がい者等に対する理解を深めるため「理解促進研修・啓発事業」、並びに障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行うための「自発的活動支援事業」が新たに市町村の必須事業として追加された。地域生活支援事業とは、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するもの。失語症への理解・啓発や自発的活動支援の取り組みとしての勉強会などを、本事業の活用が出来ないか、お住まいの市町村にご相談いただきたい。また、県では、障がいがある方の特性を理解して、困っている方にちょっとした手助けを実践していこうとあいサポート運動に取り組んでいる。障がいがある方への理解を深めてもらうため、このあいサポート運動を、県民運動の輪を広げていきたい。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	大田圏域失語症友の会	8月20日
8	04県央	06_障がい施策	03_障がい児者支援	障がい児者施策について	精神障がい者アウトリーチ推進事業として、一昨年も質問をしたと思うが、我が国の精神障害者の入院患者数は世界一となり、一向に拉致のあかない状況が続いている。島根県に於いても精神科のベット数は同じ状況で進んでいる。その現実について、県執行部はどう考えておられるのか。  また、平成25年4月より、障害者総合支援法が施行され狭間の難病患者さんの支援体制が施行されることになった。そこで、大田圏域の特定相談支援事業の計画策定が同時に進行している。今は大田圏域では、清風園と亀の子で実施しているが、なかなか追いつかない状況が発生している。  次に、在宅の障がい児支援サービスへのニーズは年々増加しており、特に今年度から障がい児通所支援事業として、かめっ子クラブを立ち上げたので、併せて、携わる側の研修の必要性を痛切に感じている。そこで、その研修についても、何かいい手立てがないものか、お聞きしたい。  最後に、障がい者の就労支援について、大田市では、6団体と大田市とで、NPOふくしねっとわーくにじを立ち上げており、県当局より多大なる支援いただいているところ。何とか格あるものに努力している。 障がい者の就労についても、大田圏域では、協力事業所が継続し、ジョブ亀の子の努力を賞賛している。その一つが、郡言堂の「石見銀山生活文化研究所」に平成25年7月1日より2名の統合失調症の方を正規雇用していただいた。ちなみに、郡言堂さんは、浜田の桑の木園へ張子の「守り鬼」さんを発注し、全国に販売している。美郷町の邑智園には、新聞紙による包装紙の作成を発注し、その素材が好評で、全国に包装紙が使われている。	厚生労働省によれば、全国の子どもの精神科病床数は平成17年度に354,296床であったものが平成23年度には344,047床に減っている。同様に島根県では平成17年度に2,602床であったものが平成23年度には2,457床に減っており、平成24年12月時点では2,376床と、さらに減っている。 この状況については、「入院」から「地域」へという基本的な考え方にに基づき、様々な地域移行の取組が展開された一定の成果と認識しているが、一方で地域の社会資源がまだまだ不足している中で、認知症の方を精神科の病床で受け入れざるを得ないなど、劇的な病床減にはつながりにくいという事情もあると考えている。来年4月に施行される改正精神保健福祉法に基づき、現在国においては「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の作成が行われている。この指針では、入院の長期化を防ぐため、地域移行のより一層の推進方策も検討されると聞いており、これにより精神科の病床も今まで以上に減っていくのではないかと考える。  サービス等利用計画について、平成26年度末までに、全ての障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の策定が必要とされている。島根県のサービス等利用計画は、平成25年5月末現在の策定数が2,121件で、サービス利用者1万人当たりの計画策定数は2月時点で、山口県に次いで全国第2位という状況。非常に頑張ってもらっていると思うが、来年度末に向かって、約8千人分の計画策定が必要な大変な状況と認識。今後、個々の障がい者の方の地域生活を支える、質の高い計画となることが重要であり、量への対応とともに質の確保ということも課題と考えている。こうしたことから、県としては、市町村が地域の相談支援事業が緊密に連携して、効果的に計画作成支援が進められるよう、相談支援アドバイザーの派遣や各圏域の相談支援コーディネータを配置するとともに、県の東西部で市町村職員と相談支援事業者等を対象にした意見交換会等を開催しているところ。引き続き、県内状況を把握しながら、市町村の取組を支援していく。  障がい児通所支援事業所等の支援者への研修について、これまで障害者自立支援法において実施されていた児童デイサービスは、障がい児支援の強化として、平成24年度より児童福祉法における「障がい児通所支援」として位置づけられた。就学前の児童を対象とする「児童発達支援」に加え、小学生から18歳未満を対象とする「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問事業」などが新設されている。県内においては、「児童デイサービス」は平成24年3月時点で19か所であったが、障がい児通所支援事業所として平成25年6月には33事業所と、14事業所も増えている。研修については、より質の良いサービスを提供する上で非常に大事なことでありと認識しており、平成25年2月には、障がい児通所支援事業者を対象にした研修会を出雲で1回開催した。今後は、発達障害者支援センター「ウィッシュ」「ウィンド」が開催する研修会等などについても、障がい児通所支援事業者にも積極的に周知を行い、支援者の専門性向上を図っていきたい。  障がい者の就労支援について、昨年度、島根県内なかぼつセンターを經由しての障がい者の就職件数は186件で、大田圏域では29件の就職件数で、出雲圏域の46件、松江圏域の30件に次ぐ実績をあげておられ、多大なご苦労をおありだったと思う。また、職場定着支援に関しても、中山間地域が広がる圏域を良くフォローいただいていると感じている。工賃向上に関しても、共同販売組織「にじ」など先駆的な取組をされ他の地域の模範となる活動をされていると評価している。	先般、国においては、改正精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」のとりまとめが行われた。この指針では「精神科病床の機能分化を段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に進める。結果として、精神科病床は減少する。」という方向性が示された。  具体的な方策の検討はこれからであるが、県としては国の動きを注視しつつ、指針に沿って今後の施策を展開していきたいと考えている。	障がい福祉課	亀の子	8月20日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [県央圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
9	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援について	最低賃金を上げて、工賃も倍にして欲しい。障がい者の就労場所を増やす。実習場所は増えたが、そのまま就労場所には、まだなっていない。	最低賃金は地域経済の動向を見ながら国が毎年見直し10月に告示をしている。現行の最低賃金は時給652円で、若干ではあるが、島根県の最低賃金は上昇。工賃については、向上対策を反映し、平成24年度実績では前年を10%上回る17,154円となっている。島根県の工賃向上計画では、平成26年度末の目標を18,024円と設定している。目標を達成できるよう引続き向上対策のため補助金等による支援を行っていく。 昨年度、島根県内なかぼつセンターを經由しての障がい者の就職件数は186件で、大田圏域では29件の就職件数で、出雲圏域の46件、松江圏域の30件に次ぐ実績をあげておられる。まずは実習の受け入れ企業を増やし、障がい者雇用に理解をいただく企業を増やしていくことも必要。就労支援に関しては、今後も関係機関と連携を図り推進していきたい。	島根県の最低賃金は、今年度、664円と前年度比12円のアップとなった。工賃の向上については、県の補助事業による支援を継続して行っている。	障がい福祉課	三瓶友の会	8月20日
10	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員活動について	邑南町民協では、平成24年度から「訪問活動のガイドライン」を作り、訪問ランク表を作成して状態によって軽度から重度迄を、月一回、2ヶ月に一回、6ヶ月に一回、年に一回と、四段階のランクを付けて、訪問の効率化を図り、訪問している。その間にも訪問のランクを上げ、下げ、そして回数 の頻度を調整する工夫は行っている。訪問回数 の目安について委員の認識を揃え、定期的な訪問が行われるよう取り組んでいる。見守り世帯以外の壮年期、若年層の退院者に対して、民生委員として決しておろそかに出来ない状態が発生している。自分の体験からも、見守り活動の対象は、高齢者世帯だけではなく、行政、社協、民生委員の関係機関連携して見守り、ケアをしていかなければならない。	地域の見守り・訪問活動は、民生委員の重要な活動として、地域の安全・安心な生活に欠かせないものである。 邑南町民協のガイドラインは、訪問回数 の目安を示すなどわかりやすく使いやすいもので、ひとつの民協で統一を図られたことも大変よいことであり、継続的な取り組みをお願いしたい。 また、地域には、高齢者世帯のほかにも、経済的な困窮、障がい、病気、児童虐待、周囲からの孤立などさまざまな困難を抱えた方がおられる。かかわり方に難しさを伴うケースに対しては、市町村や県の機関、社協などと連携して対応することが大切である。 今後とも、地域にきめ細かく目配りしていただき、適切な支援が行われるようご協力をお願いしたい。	今回のご意見には、見守り側の対応の統一や、高齢者世帯以外への対応など、重要な視点が含まれている。 県は、平成26年度に民生児童委員研修の強化・安定を図るとともに、引き続き、声かけ・見守りなどの地域住民による支え合い活動の支援に取り組んでいく。今回のご意見は、今後の地域福祉施策推進の参考とさせていただきます。	地域福祉課	邑南町民生児童委員協議会	8月20日